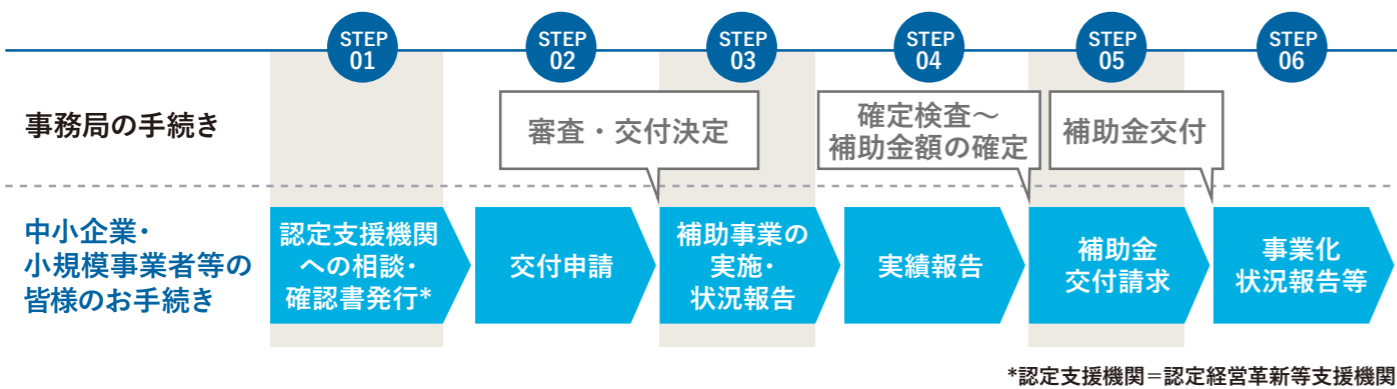
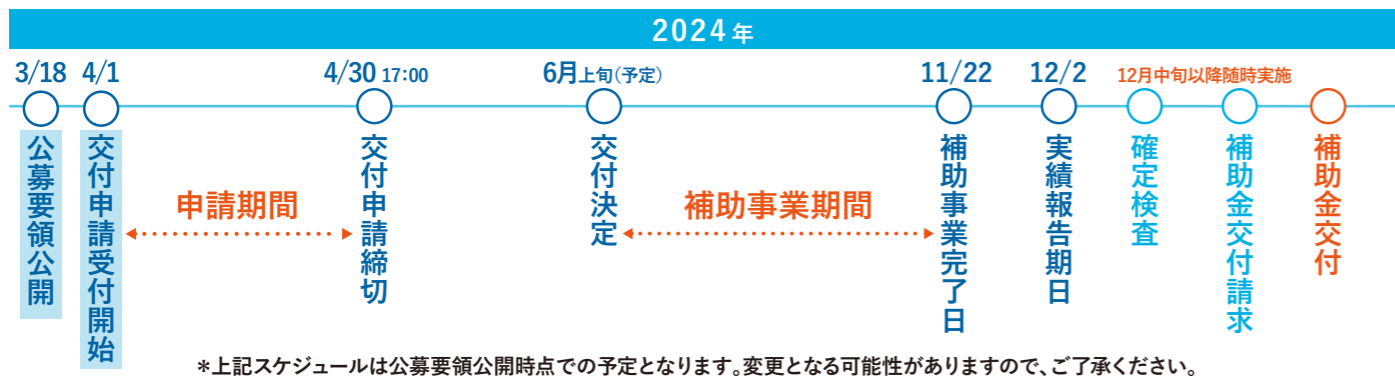


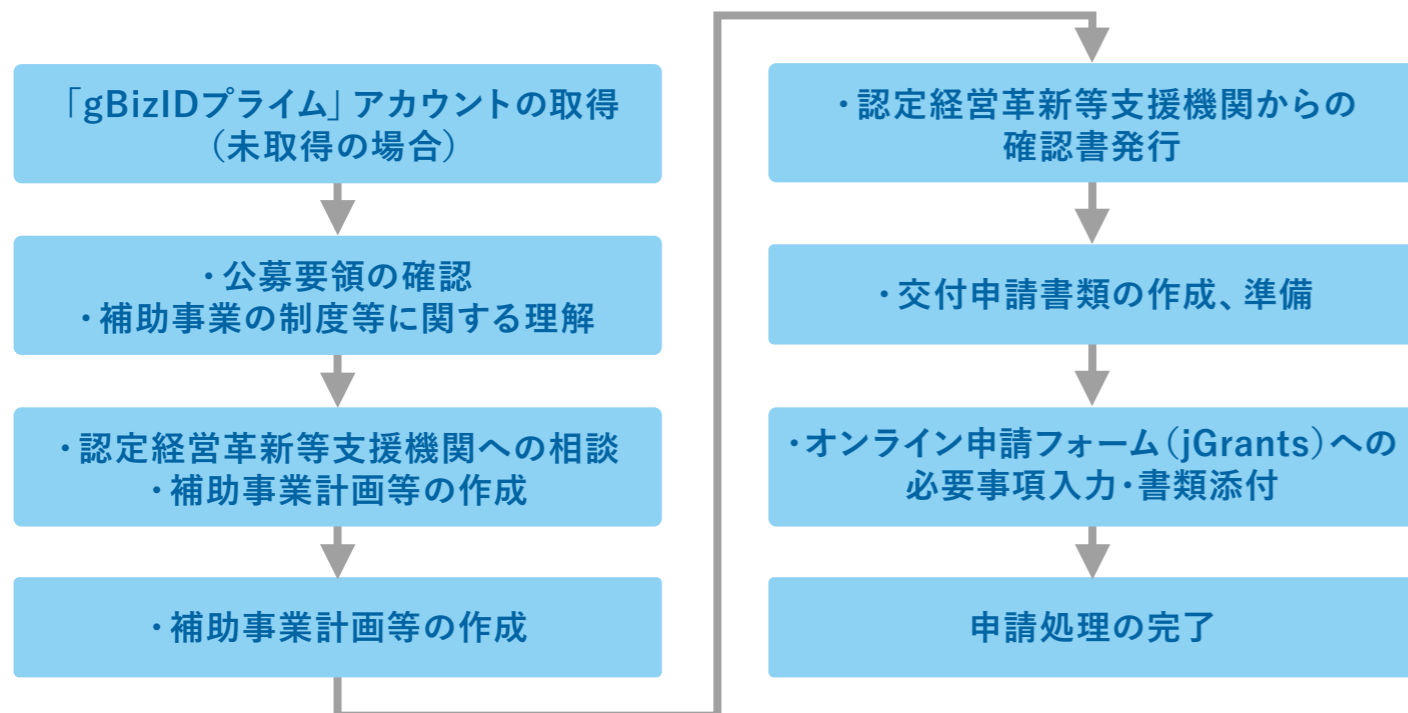
補助金交付までの流れ



9次公募 申請スケジュール



交付申請の流れ



事業承継・引継ぎ補助金Webサイト

お問合せ窓口(廃業・再チャレンジ枠)

<https://jsh.go.jp/r5h/>



TEL:050-3000-3551

※電話受付時間 [10:00～12:00、13:00～17:00 (土・日・祝日を除く)]

経営革新等に伴う廃業や再チャレンジのための廃業

事業承継やM&Aに伴う廃業を検討している中小企業者の皆様へ

中小企業生産性革命推進事業 事業承継・引継ぎ補助金

廃業・再チャレンジ枠

9次公募 のご案内

公募要領公開

2024年3月18日(月)～

交付申請受付期間

2024年4月1日(月)～
2024年4月30日(火)
17:00

Webサイト

<https://jsh.go.jp/r5h/>



事業承継・引継ぎ補助金とは？

事業承継・引継ぎ補助金は、中小企業者及び個人事業主が事業承継、事業再編及び事業統合を契機として新たな取組を行う事業等について、その経費の一部を補助することにより、事業承継、事業再編及び事業統合を促進し、我が国経済の活性化を図ることを目的とする補助金です。

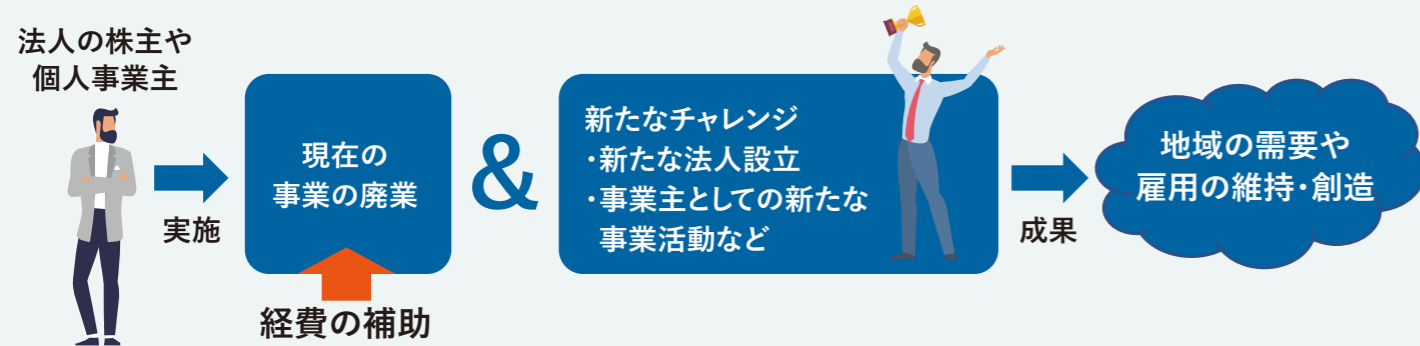


事業承継・引継ぎ補助金

事業承継・引継ぎ補助金事務局

廃業・再チャレンジ枠とはどんな枠ですか？

廃業・再チャレンジ枠とは、M&Aによって事業を譲り渡せなかった中小企業者等の株主や個人事業主が、地域の新たな需要の創造や雇用の創出にも資する新たなチャレンジをするために、既存事業を廃業する場合にかかる経費の一部を補助する枠です。



ポイント①：単独申請の場合と、併用申請の場合とで要件が異なります

廃業・再チャレンジ枠では、当枠のみで申請を行う「再チャレンジ申請(単独申請)」と、経営革新枠や専門家活用枠と併せて申請を行う「併用申請」の場合で要件が異なります。

再チャレンジ申請(単独申請)

M&Aで事業を譲り渡せなかった事業者による廃業・再チャレンジ

併用申請

事業承継に伴う廃業や、事業の譲り渡し/譲り受けに伴う廃業

・併用申請の場合は、経営革新枠、専門家活用枠(買い手支援類型)、専門家活用枠(売り手支援類型)とのいずれかとの申請になります。
 ・併用申請の場合は、事業承継やM&Aによる事業の再編・統合に伴う一部廃業も対象となります。

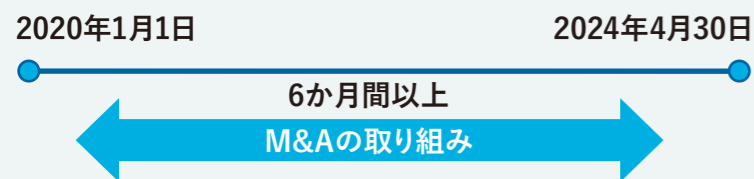
Point

再チャレンジ申請における共同申請について

再チャレンジ申請(単独申請)において、中小企業(法人)の廃業を行う場合は、廃業予定の中小企業と、その支配株主や株主代表との共同申請が必須となります。

ポイント②：【再チャレンジ申請の場合】一定期間内にM&A(事業の譲り渡し)に着手していることが条件です

廃業・再チャレンジ枠に単独で申請する場合、2020年以降～交付申請期日の間に、売り手としてM&Aに着手し、6か月以上取り組んでいることが条件となります。



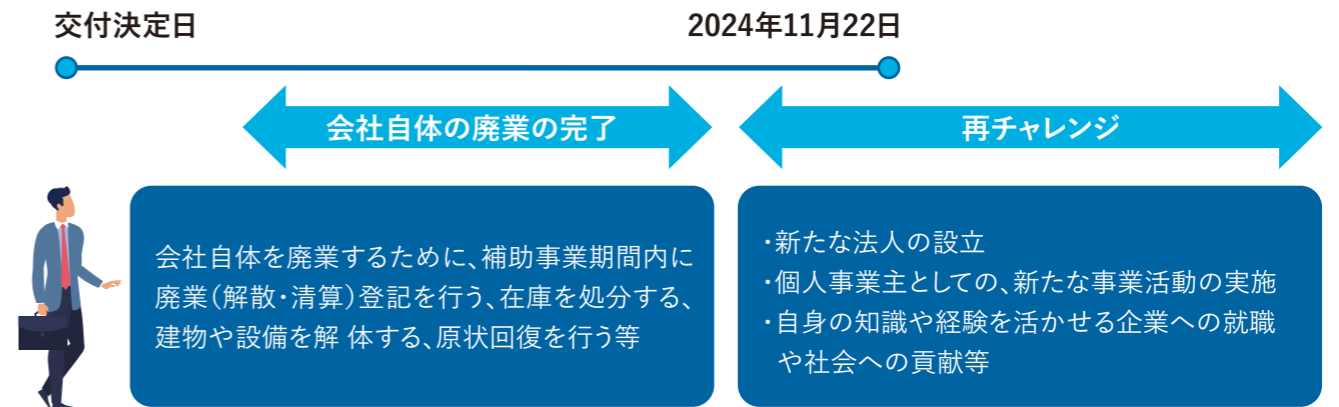
- ・事業承継・引継ぎ支援センターへの相談依頼
- ・M&A 支援機関との包括契約(着手を含む契約)
- ・M&A マッチングサイトへの登録

Point

- ・左記3つのいずれかに該当する必要があります(申請者自身でM&Aに着手した場合は対象外となります)
- ・併用申請時は、本条件は適用されません

ポイント③：【再チャレンジ申請の場合】補助事業期間内に既存法人(事業)の廃業を完了した上で、再チャレンジをすることが条件です

再チャレンジ申請の場合、補助事業期間中に廃業を完了する必要があります。尚、この場合の廃業は事業の一部を廃業するのではなく、会社自体の廃業が要件となります。



Point

- ・期間内に廃業が完了しない場合は補助対象外となりますのでご注意ください
- ・併用申請の場合は、この限りではありません(一部廃業も対象となります)

補助対象となる経費の区分

廃業支援費	廃業・清算に関する専門家活用費用及び従業員の人件費
在庫廃棄費	既存の事業商品在庫を専門業者に依頼して処分した際の経費
解体費	既存事業の廃止に伴う建物・設備等の解体費
原状回復費	借りていた設備等を返却する際に義務となっていた原状回復費用
リースの解約費	リースの解約に伴う解約金・違約金
移転・移設費用	効率化のため設備等を移転・移設するために支払われる経費

補助率・補助上限額

申請の種類	補助率	補助下限額	補助上限額
再チャレンジ申請	2/3以内	50万円	150万円以内
併用申請	1/2又は2/3以内		

※詳細は公募要領をご確認ください

Point

併用申請の場合、廃業費の補助率は事業費の補助率に従います